議員全員協議会会議録

平成26年5月7日

宮 古 市 議 会

平成26年5月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(5月7日)

| 議事日和 | 물·······] | L |
|------|--|-----|
| 出席議員 | <u> </u> | 7 |
| 欠席議員 | <u> </u> | 2 |
| 説明のオ | ための出席者···································· | 2 |
| 議会事務 | 务局出席者···································· | 2 |
| 開 | 슾 | 747 |
| | 頁(1) | |
| 協議事工 | 頁(1) | 7 |
| 閉 | <u>^.</u> | |

宮古市議会議員全員協議会会議録

___ _ _ _ _

甲成26年5月7日(水曜日) 午前10時25分

場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

事 件

〔説明事項〕

(1) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について

[協議事項]

(1) 正副議長選挙における所信表明について

出席議員(28名)

今 村 正君 近 藤 和 也 君 雅 白 石 一 君 中 島 清 吾 君 内 舘 勝 則 君 佐々木 重 勝 君 髙 橋 秀 正 君 古 舘 章 秀君 坂 本 悦 夫 君 佐々木 勝 君 竹 花 邦 彦君 坂 下 正 明 君 加 藤 俊 郎 君 原 光 昭 君 小 島 直也君 佐々木 清 明 君 鳥 居 晋 君 伊 藤 清 君 北 村 進 君 須賀原 チェ子 君 橋 本 久 夫 君 工藤 小百合 君 長 門 孝 則 君 久 三 君 落 合 松本 尚 美 君 前 川 昌 登 君 茂市 敏 之 君 田 中 尚 君

欠席議員(なし)

説明のための出席者

説明事項(1)

保健福祉部長 下澤邦彦君 福祉課長 松舘仁志君

福祉課主査 佐々木幸夫君

議会事務局出席者

事務局長 上居勝弘

主 任 髙 村 学

次 長 佐々木 純 子 主 任 菊地 政幸

_____O ____

_____O ____

開 会

午前10時25分 開会

- ○事務局長(上居勝弘君) それでは、議長が選挙されるまでの間は、議員全員協議会の規定によりまして、出 席議員の中で年長の議員が、協議会議長の職務を行っていただくこととなっておりますので、年長議員の長門 議員さん、またよろしくお願い申し上げます。
- ○臨時議長(長門孝則君) それでは、運営要綱に基づき議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。 それでは、議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は28名でございます。会議は成立しております。

ただ、私から申し上げますけれども、通常の議事について臨時議長が仕切るということは多分異例でないかなと、そういうふうに思いますが、案件が急を要するという内容でございますので、その点はご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

説明事項(1) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について

○臨時議長(長門孝則君) それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。 説明事項の(1)に早速入らせていただきます。

(1) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、説明をお願いします。

下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長(下澤邦彦君) まず、本日はお忙しいところ議員全員協議会の開催にご配慮いただきまして、 ありがとうございます。

初めに、本日の説明員を私から紹介させていただきます。

まず、私はこの4月に保健福祉部長を拝命した下澤邦彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 次に私の右隣ですが、同じく本年4月に福祉課長を命ぜられた松舘仁志でございます。

- ○福祉課長(松舘仁志君) よろしくお願いいたします。
- ○保健福祉部長(下澤邦彦君) その右側におりますのが、福祉課の担当者でございますが佐々木でございます。
- ○福祉課主査(佐々木幸夫君) よろしくお願いいたします。
- ○保健福祉部長(下澤邦彦君) 以上3名が本日の説明員となります。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは私から、冒頭ちょっとお時間をいただきまして、一言申し上げたいと思います。

お手元に配付されております資料についてでございます。

件名の、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、本年4月1日からの消費税率の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として政府が閣議決定の上、補正予算措置したものでございまして、その給付事業を市町村が行うものでございます。資料の内容につきましては、引き続き福祉課長の松舘からご説明申し上げますが、本件は本日ご説明の後、あすからの平成26年5月市議会臨時会において一般会計補正予算案に計上の上、ご審議いただくこととしておりますので、申し添えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○臨時議長(長門孝則君) 松舘福祉課長。
- ○福祉課長(松舘仁志君) それでは、私のほうから臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、 ご説明いたします。ページをお開き願います。

この事業は、4月からの消費税率の引き上げに伴う所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な対応として給付措置を実施するもので、給付に係る費用は国が負担し、給付金支給事務は市町村が行うものでございます。

1の申請受付ですが、平成26年7月から12月までの6カ月間を予定しております。

2の支給時期ですが、平成26年8月から平成27年1月までの6カ月間を予定しております。

3の申請受付場所ですが、市役所6階大ホール、3階第3会議室、福祉課、各総合事務所、各出張所の窓口、 郵送でも受け付けいたします。また、混雑を緩和するため、申請受け付け当初は、市役所6階大ホールに申請 会場を設置し、地区別に申請日を指定することとしております。

4の対象者数ですが、臨時福祉給付金を2万人と想定しております。これは、平成26年度市民税均等割非課税の方でございます。ただし、課税されている方の扶養親族であれば対象外となります。また、そのうち加算対象を1万人と想定しております。これは、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などや、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者でございます。また、子育て世帯臨時特例給付金、これを5,100人と想定しております。これは児童手当受給者が対象となります。また、臨時福祉給付金の受給者は対象外となります。

また、臨時福祉給付金、あと子育て世帯臨時特例給付金のいずれにも、生活保護世帯は対象外となります。 これは保護基準の改定によりまして、消費税率の引き上げによる負担増への対応を行っていることから、支給 の対象となっておりません。

給付額ですが、臨時福祉給付金は対象者1人につき1万円、加算分は対象者1人につき5,000円。また、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当対象児童1人につき1万円でございます。

6の事業費ですが、3億3,330万円でございます。内訳ですが、給付費は、臨時福祉給付金が2億5,000万円、 子育て世帯臨時特例給付金が5,100万円、合わせて3億100万円でございます。また、事務費が3,230万円で、主 に臨時職員賃金、あと給付システム委託料でございます。財源は、国庫補助10分の10でございます。

7の支給方法ですが、対象者の口座に振り込みとなります。

8の基準日ですが、平成26年1月1日となりまして、基準日に宮古市へ住民登録している方が対象となります。

9の周知方法ですが、市の広報にて周知するほか、臨時福祉給付金につきましては市民税均等割が課税されていない旨の確認的なお知らせを個別的に行うとともに、周知チラシや申請書用紙を送付いたします。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当受給者に周知チラシや申請書用紙を送付することといたしております。

10のその他ですけれども、申請者に給付金を支給した後、税務調査等で当該申請者が課税者であることが判明した場合は、給付金の返還を求めることとなります。

今後の実施スケジュール案でございますけれども、5月9日に補正として提案をいたしまして、議決をいただければ6月28日に申請書用紙を発送いたします。そして、7月1日の広報みやこに掲載をして、同時に申請受け付け開始をいたします。また、8月7日からは第1回目の振り込みを予定しておりまして、以降毎週木曜日に振り込みを考えてございます。申請受け付け期限を12月27日と考えております。また、最終振込日は1月16日木曜日と考えております。

以上、私からの説明でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長(長門孝則君) 説明が終わりました。質問等ありましたら挙手を。

田中議員。

○田中 尚君 長門議員と言ったらいいのかなと思っていましたら、質問がある方はということで振られましたので、これ幸いという思いであります。

これは、消費税の引き上げに伴う低所得者対策ということの説明でありますが、この生活保護世帯は低所得者だと私は思っているんですが、その辺のかかわりはどのようにお考えでしょうか。

- ○臨時議長(長門孝則君) 松舘課長。
- ○福祉課長(松舘仁志君) お答えいたします。

生活保護基準、今年度改定になっておりますけれども、その分で消費税対策をとられているという国からの達しで、実際のところ福祉にして計算をいたしました。ひとり世帯とか、あと夫婦と小学生3人世帯の、一般的な3人世帯と計算いたしましたらば、本来行く基準額よりは2.9%ほど増額ということで、これが国が言っている、対応しているということだと思っております。

- ○臨時議長(長門孝則君) 田中議員。
- ○田中 尚君 2.9%、つまり3%の引き上げで2.9%というふうなことをおっしゃりたいのかなと思っているわけなんですが、これは金額にしたら幾らになるんですか。つまり、基準額そのものが去年引き下げられたわけですよ。つまり、分母の部分がです。今回も引き下げるということで、来年も引き下げるということの中で、今回もしかもあめ玉的に、臨時的・一時的ということで、非常に私に言わせれば、もうこれはまともな政策とは言えない。私はそう評価をしているんですが、いかんせん国民の選んだ政党がやっていることですから、これはまあこれで仕方がないのかなと思うんですが。具体的には、家族構成とか年齢で当然違ってくるわけなんですけれども、その辺はどうなんですか。実際、実感として、この生活保護世帯は、私はもうすぐれて所得の低い方々、しかも非課税だと思っているんですよ。それで今回は、条件とすれば市民税均等割の非課税の範囲ということで、同じ低所得者でも、こう言っては変ですが、いわば基準といいますか差別をつけているということなんですよね。私はよく言うように、低所得者の客観的な物差しは、やはりその生活保護基準だと思っているんですよ。部長さん、どのようにお考えでしょうか。

つまり、国が定めた、健康にして最低限度の文化的な生活が営める、その基準が生活保護基準なんですよ。 したがって、その金額に達しない方には税金を免除する、医療費もただ、これは憲法に基づく権利なんですね。 そこに安倍晋三内閣は、けしからんということでメスを入れてきているわけですよね。私は、非常にそこは今 回のこの臨時特例給付の部分で、その辺どうやはり国は考え、しかも直接市民の暮らしを守る第一線の福祉の ほうでは、どのように受けとめているのかということを参考までに伺いたいなと思っておりますので、よろし くお願いします。

- ○臨時議長(長門孝則君) 下澤部長。
- ○保健福祉部長(下澤邦彦君) お答えします。

我々は、今回の臨時給付金等ですけれども、これ国が閣議決定をして、そういう政策を行うんだということで、それを末端の一番国民、住民に近いところの市町村が行うということで、それに沿って粛々とするしかないのかなというふうに受けとめております。そういった中で、生活保護という捉え方につきましては、今回の給付金は、先ほど福祉課長が申し上げたとおり、既に織り込み済みというふうな捉え方で、この事務を粛々としていきたいと考えております。

○臨時議長(長門孝則君) 田中議員に申し上げますが、この件については9日の本会議で審議することになっ

ておりますので。

〔田中議員「了解しました」と呼ぶ〕

- ○臨時議長(長門孝則君) 竹花議員。
- ○竹花邦彦君 私のほうからは、基準日の関係と現実の支給対象者の関係を少しお伺いをしたいというふうに思います。

説明では、基準日はことしの1月1日、いわば宮古市へ住民登録をしている方が対象になると。1月1日の 基準日と現実の支払いの関係が、タイムラグがあるわけですよね。そこで1つは、1月1日現在に住民登録を されていたのだが、支払い手続等のときには既にお亡くなりになっていた、こういう方も当然支給対象になる のかなというふうに思っておりますが、1つはこの関係と、それから現実的に児童手当の関係、いわば1月1 日ですから4月1日以降、児童手当の支給対象も外れる、年齢の関係でね、そこの関係がどうなるのかという ふうにちょっと疑問に思いましたので、その1月1日現在の基準日の関係と、実際にはこの支給時期が8月からなると、ここのタイムラグの関係でそこら辺がどうなるのか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思いま す。

- ○臨時議長(長門孝則君) 松舘課長。
- ○福祉課長(松舘仁志君) お答えいたします。

まず、1月1日にはご健在で、それ以降に亡くなられた方につきましては、市のほうで、1月1日は生存されていますけれども、その後、こちらのほうで7月1日から申請の受け付けをいたします。受け付けて支給決定をしますけれども、その支給決定をするまでに亡くなられた方は残念ながら対象内にはなりません。ただ、支給決定を受けて、実際に口座に振り込む間については、債権ということで、亡くなられた方に相続するという形ということで国からは示されております。

あとは、もう一つが児童手当。1月1日時点では支給事由があったんですけれども、今、5月とか6月とかで支給事由が消滅して、児童手当でなくなった方でも、それは1月1日時点で受給者ですので、それは支給になるという形でございます。

- ○臨時議長(長門孝則君) 竹花議員。
- ○竹花邦彦君 そうすると、児童手当についてはいずれ、1月1日現在で対象者であればそれは支給対象になると。ただし、死亡等の取り扱いについては、あくまでも本人が申請をしたときは健在であったが、現実にもらうときには亡くなったと、こういう場合には、要するに家族というか、だけれども、いわば申請日前に、本人が申請をしない前に亡くなっている場合には、これは支給対象外だと、簡単に言えばこういうことだというふうに理解をしていいわけですね。
- ○臨時議長(長門孝則君) 松舘課長。
- ○福祉課長(松舘仁志君) そうですけれども、申請してあと速やかにいろいろ調査して、同意書をいただいて 税務課調査もして、交付決定の通知を出すんですけれども、その出した後に亡くなれば、債権として亡くなら れた方の相続の方に行くんですけれども、交付決定の前に亡くなられた場合はそれは残念ながら、ないという ことでございます。
- ○臨時議長(長門孝則君) ほかに。

[発言する者なし]

○臨時議長(長門孝則君) ほかに質問ないようでございますので、この案件については以上で終わらせていた

協議事項(1) 正副議長選挙における所信表明について

○臨時議長(長門孝則君) それでは次に、協議事項の(1)正副議長選挙における所信表明についてでございますが、明日の本会議で行われる議長及び副議長の選挙における所信を表明していただき、それぞれ投票に臨んでいただきたいと思います。

4月28日時点で締め切りで、正副議長それぞれ1名ずつの立候補届がありました。

初めに、議長選挙における所信表明から行います。

議長選挙には前川昌登議員が立候補しておりますので、所信表明をお願いしたいと、そういうふうに思います。

それでは、前川議員お願いします。

○前川昌登君 このたびの議長選挙に、再度立候補することにいたしました前川でございます。一言ご挨拶を申 し上げます。

未曽有の大災害をもたらしました東日本大震災、復旧はまだ道半ばでございます。一日も早く、被災者が安心して暮らせるような環境をつくることが、私どもの責務であろうというふうに思っております。復興まちづくりの推進、産業経済の復旧など、議会が総力を挙げて取り組まなければならない課題が山積をしております。 宮古市の復興もこの4年が正念場であろうと思います。

無競争当選の議会であったがよく頑張ったなと、市民から評価をいただけるように、そして自分のためではなく、市民一人一人がこの町で安心して暮らせるような社会が実現できるように、議員各位の英知を結集して、実のある議会となるように頑張ってまいりたいと思っている次第でございます。議会は言論の府であり、議員の発言は尊重してきたつもりでございますが、議長の采配に欠如があるということであれば、皆様方からご指摘をいただき訂正をしてまいりたいと思います。

議会改革につきましては、県内でもいち早く議会基本条例・倫理条例を制定し取り組んできたところでございますが、議員定数の削減や常任委員会の見直しは早急に決定し、適正な議員報酬や選挙の公営化も市民のご理解を高めながら実現を図りたいと思っております。

また、地域課題につきましては、議員間の協議の場を持ち、少しでも合意ができるよう、前進できるよう取り組んでまいりたい。

また、市政調査会の活動を広げ、例えば議員の三鉄利用促進策など市民に議員の活動がわかるようにし、い ろいろな課題に取り組んでまいりたいと思います。

今回の市議選、無競争でいろいろとご批判をいただいております。我々はそのことに対し真摯に受けとめ、 議会の総力を挙げて市民の負託に応えていきたいと思います。

議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、立候補のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。 (拍手)

○臨時議長(長門孝則君) 以上で、議長選挙における所信表明を終わります。

次に、副議長選挙における所信表明を行います。

副議長には加藤俊郎議員が立候補しておりますので、所信表明をお願いします。 加藤議員、お願いします。

○加藤俊郎君 おはようございます。

皆様のお手元に配付されてあります所信表明の要旨のとおりでございますが、一応読み上げながら、立候補 のご挨拶をさせていただきます。

「議長に事故ある時、または議長が欠けた時は、副議長が議長の職務を行う」と、地方自治法第106条第1項に規定されております。それ以外については、特に定めがあるわけではございませんが、議長の権限については地方自治法第104条に規定されておるんですが、その中に「議会を代表する」と位置づけがされていることを踏まえますと、副議長は「議会の副代表」としての役割を持つものと考えられます。また、議長のよき相談相手となり、孤独になり独善的になりがちな議長をしっかりとサポートすることも必要ではなかろうかと存じております。

今般の市議会議員の改選では無投票となり、市民が投票権を行使できなかったこと、議員の資質や見識について等、各新聞初め市民からも厳しいご指摘を受けておりますが、議会基本条例と議会倫理条例を基本といたしまして、議会の持つ権能を十二分に発揮して、市民の信託に応えていかなければならないものと存じております。

また、最盛期に入った復旧・復興事業の推進にはもちろん最優先で取り組まなければなりませんが、総合計画の、後期計画の策定・実現、将来、厳しさが予想される財政収支、あるいは立ちどまった感がある議会改革等々の諸課題にも、議会が誤りなき対応をして市民から信頼される議会となるべく、副議長として先導したいと決意しております。

つきましては、議員諸兄のご支持をお願いいたしまして、立候補のご挨拶とさせていただきます。 よろしくお願いします。(拍手)

○臨時議長(長門孝則君) 以上で、副議長選挙における所信表明を終わります。

______O ____

閉会

○臨時議長(長門孝則君) そのほか皆さんから特に質問なければ、これをもって議員全員協議会を閉会します。 ご苦労さまでした。ありがとうございました。

---- O -

午前10時55分 閉会

宮古市議会臨時議長 長門孝則